

2021年12月24日
大樹生命保険株式会社

入院初期給付金の追加支払いに関するご照会について

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「当社」）では、2020年9月11日に当社ホームページにてお知らせしておりますとおり、「入院初期費用給付特約」等に定める入院初期給付金のお支払いについて、従来のお取扱いを一部変更するとともに、過去の入院について追加支払いの対象となるお客さまへご案内をさせていただき、ご請求をいただいたご契約には速やかにお支払いの手続きをすすめてまいりました。

これまで対象契約1,370件中1,287件の追加支払いを完了しておりますが、一方、ご転居先不明等の理由により、ご案内できていないお客さまがいらっしゃいます。

お心あたりのあるお客さまは、お手数をおかけしますが、別紙「入院初期給付金の追加支払対象特約等」をご確認のうえご連絡をお願いいたします。

記

1. お取扱いの一部変更に伴う追加支払いについて

お取扱いの一部変更に伴い、対象のお客さまに過去の入院について追加支払いを行いました。

追加支払対象契約数	1,370件	追加支払対象金額	5,139万円
支払完了契約数	1,287件	支払完了金額	4,869万円

2. ご照会について

当件についてお心あたりのあるお客さまは、お手数ですが以下の〈お問合わせ先〉までご連絡をお願いいたします。

〈お問合わせ先〉

大樹生命 お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9:00～18:00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

以上

入院初期給付金の追加支払対象特約等

1. お取扱いを一部変更する特約の名称と発売期間等

○特約名称

- ・入院初期費用給付特約
- ・入院初期費用給付特約（終身型）
- ・ファミリー入院初期費用給付特約

○上記特約が付加された契約

- ・ザ・ベクトル
- ・快適生活-R
- ・プロローグ-M

○販売期間

2003年（平成15年）4月から2007年（平成19年）7月

※2007（平成19年）年8月以降は中途付加のみのお取扱いです。

○特約の概要

不慮の事故による傷害や疾病で1日以上入院されたとき、一時金（入院初期給付金）をお支払いします。（1回の支払につき1万円から5万円）

2. お取扱いの一部変更によりお支払いの対象となる入院について

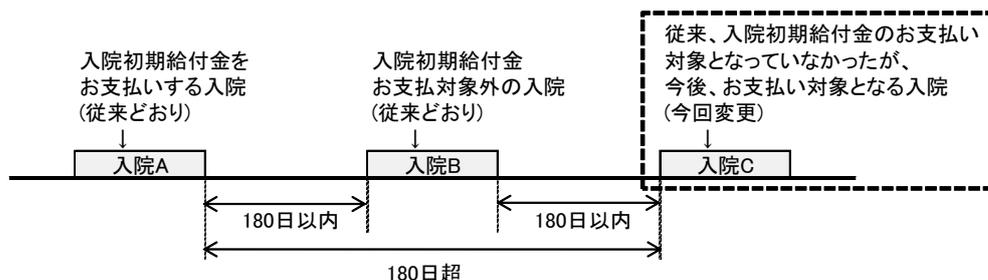
当該特約の支払事由に該当する入院をされ、入院初期給付金をお支払いしたご契約において、その後、同一の傷病で複数回入院した場合に、当該給付金が支払われた入院（事例では入院A）の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院の一部について、入院初期給付金のお支払い対象となる入院としてお取り扱いいたします。

<入院初期給付金のお支払いにおいて、お取扱いが一部変更となる事例>

入院初期給付金をお支払いした後に、同一の疾病で複数回入院した場合

◎変更後のお支払い

- 入院Aは初回の入院であり入院初期給付金のお支払い対象（従来どおり）
- 入院Bは入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始した入院であり入院初期給付金のお支払い対象外（従来どおり）
- 入院Cは入院Aの退院日の翌日から180日経過後に開始した入院であり入院初期給付金のお支払い対象
→対象外から対象に変更
入院Cは従来お支払い対象となっていないでしたが、今後はお支払いの対象となります。
また、過去にお支払いしていなかったお客さまに対してもお支払いをいたします。



(注)上の例は入院初期給付金のお取り扱い変更となる事例をイメージで示したもので、実際の事例とは異なります。
また、全ての事例を網羅したものではありません。